

大阪市立大学大学院看護学研究科 後期博士課程の学位に関する内規

制 定 平成 22.10.14
最近改正 令和 元. 7.11

(趣旨)

第1条 大阪市立大学大学院看護学研究科後期博士課程（以下「後期博士課程」という。）の学位に関し、本学大学院学則、本学学位規程、看護学研究科規程及び看護学研究科履修規程に定めるもののほか、本内規の定めるところによる。

(学位論文の提出資格)

第2条 後期博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者、又は修得見込みの者で、かつ、必要な研究指導を受けた者。ただし、優れた研究業績をあげた者については、在学期間2年以上で足りるものとする。

(学位授与の要件)

第3条 後期博士課程に所定の年限以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び試験に合格した者に対して授与する。

(指導教員)

第4条 後期博士課程の研究指導体制は、主研究指導教員と副研究指導教員の原則2名が担当する。

- 2 主研究指導教員は、1年次の5月上旬までに副研究指導教員を選出する。
- 3 副研究指導教員の選出範囲は、後期特別研究Ⅰ～Ⅲの担当教員とする。
- 4 副研究指導教員は研究計画の提出、倫理審査の申請、中間報告会の前後の時期ならびに必要に応じて研究指導の補佐を行う。
- 5 入学後、主研究指導教員及び副研究指導教員の変更は原則としてみとめない。やむをえない事情がある場合は、研究科教授会の議を経て主研究指導教員及び副研究指導教員の変更を許可することができる。

(研究指導)

第5条 研究指導教員の指導を受け、研究計画検討会ならびに中間報告会を随時開催する。

- 2 研究計画検討会は、研究科単位の指導を行う。ただし、1年次生は9月以降の開催とする。研究計画検討会の時間は30分程度とし、このうち10分程度を申請者の発表時間とする。
- 3 研究計画検討会の開催にあたっては、研究計画検討願ならびに博士論文研究計画書を開催月の前月末日（末日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに研究科長に提出する。
- 4 研究計画検討会の構成員は、研究科教授会構成教員ならびに副研究指導教員とし、非公開とする。
- 5 研究計画検討会の後、研究計画書を修正し、倫理審査申請書を看護学研究科倫理審査委員会に提出する。
- 6 中間報告会は、研究科単位の指導を行う。ただし、研究計画検討会を経て開始した研究進捗状況についての報告とする。中間報告会の時間は30分程度とし、このうち10分程度を申請者の発表時間とする。

7 中間報告会の開催にあたっては、中間報告会開催願を開催月の前月末日（末日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに研究科長に提出する。

8 中間報告会の構成員は、研究科教授会構成教員ならびに副研究指導教員とし、非公開とする。

（学位論文の要件）

第6条 後期博士課程の学位論文は、次の各号の要件を満たすこと。

- (1) 原著論文であること。
- (2) 単著論文であること。ただし、共著論文の場合は第7条に定める。
- (3) 専門学術誌に公表された論文であること。

2 専門学術誌とは、学位申請前3年以内に原則として PubMed , Science Citation Index Expanded, 医学中央雑誌のいずれかに登録されているものをいう。

3 第1項第3号の規定に関わらず、印刷公表されていない論文を学位論文として提出する場合は、印刷公表されることが明記された発行掲載証明書を添付した校正刷り、又は投稿論文原稿をもって代えることができる。

（共著論文の取扱い）

第7条 前条第1項第2号の規定による共著論文は、次の各号の要件を満たす場合に限り、教授会の議を経て学位論文とすることができる。

- (1) 学位申請者が当該論文の筆頭著者であること。
- (2) 他の共著者が、次に掲げる事項について承諾書を提出していること。

ア 学位申請者が当該論文を学位論文として本学に提出すること。

イ 他の共著者が当該論文を自己の学位論文として使用しないこと。

- (3) 学位申請者が、当該論文に係る研究において自ら担当した部分をまとめた論文形式の報告書（和文で1,000文字程度）を作成し、その研究及び論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にしていること。

2 共著論文による学位を申請する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 共著論文による学位申請に関する審査願（所定の様式）
- (2) 共著論文の抜刷
- (3) 論文内容の要旨（所定の様式）
- (4) 承諾書（所定の様式）
- (5) 報告書（所定の様式）

（学位の申請）

第8条 博士の学位を申請する者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 博士論文審査願（所定の様式） 1部
- (2) 博士論文審査申請書（所定の様式） 1部
- (3) 博士論文 5部
- (4) 論文内容の要旨（所定の様式） 17部
- (5) 論文目録（所定の様式） 17部
- (6) 履歴書（所定の様式） 17部
- (7) 単位修得見込証明書 1部

2 前項第3号に関連して、参考として他の論文を添付することができる。

（学位論文の提出時期）

第9条 博士論文審査を申請する者は、3年次の12月15日（15日が土日・祝日の場合は直前の金曜日とする。）までに博士論文審査願を学長に提出する。

- 2 博士論文審査を申請する者は、3年次の1月15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに博士論文審査申請書、博士論文及び論文内容の要旨を学長に提出する。
- 3 3年在学し、博士論文審査を申請する者は、7月15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）又は1月15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに博士論文審査申請書、博士論文及び論文内容の要旨を学長に提出する。この場合、各々前月の15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに博士論文審査願を学長に提出する。
- 4 2年以上在学し、早期課程修了する者は、2年次の1月15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）、又は3年次の7月15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに博士論文審査申請書、博士論文及び論文内容の要旨を学長に提出する。この場合、各々前月の15日（15日が土日・祝日の場合、直前の金曜日とする。）までに博士論文審査願を学長に提出する。

（学位論文の審査及び試験）

- 第10条 学位の申請があったときは、研究科教授会は第2条に定める資格を審査する。
- 2 前項により、学位申請資格を有すると認定した申請者毎に、研究科教授会は論文審査委員会を設置しなければならない。学位論文の審査は、研究科教授会において選出された審査委員で組織された論文審査委員会が行う。なお、審査委員は最終試験委員を兼ねる。
 - 3 博士論文の論文審査委員会は、研究科教授会において選出された看護学研究科所属教員3名の審査委員（後期特別研究Ⅰ～Ⅲを担当する教授から主査1名、教授または准教授から副査2名）をもって構成する。
 - 4 主研究指導教員と副研究指導教員は、主査に選出することができない。
 - 5 研究科教授会が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の研究科又は国内の他の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。
 - 6 3年次の1月下旬に博士論文報告会を開催し、申請者が研究内容を発表する。博士論文報告会の時間は30分程度とし、このうち20分程度を申請者の発表時間とする。
 - 7 博士論文報告会は原則として、看護学研究科所属教員及び研究科所属学生、学部学生並びに関係者に公開する。
 - 8 博士論文報告会后、論文審査委員会を開催し、学位論文の審査及び最終試験を実施する。なお、論文審査委員会は非公開とする。
 - 9 学位論文の審査及び最終試験は提出された論文を中心とし、これに関連のある科目について行う。

（学位論文の評価基準）

第11条 博士論文の審査における評価基準については別に定める。

（学位授与の審議）

- 第12条 論文審査委員会は、学位論文の審査、試験が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨を添え、研究科教授会に報告しなければならない。
- 2 研究科教授会は、前項の報告にもとづいて学位を授与できるか否かを審議する。
 - 3 学位の判定を行うには、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の同意を必要とする。

4 前項により学位を授与できるものと判定したときは、研究科長は、論文内容の要旨、審査結果の要旨、試験の結果の要旨を添えて審議結果を学長に提出しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は前条の審議結果の意見を聴いたうえで後期博士課程を修了した者に対し、博士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、次のように本学名を付記する。

大阪市立大学 博士（看護学）

(学位論文の保管)

第14条 博士の学位論文1部は、本学学術情報総合センター医学分館に保管する。

附則

この内規は、平成22年10月14日から施行する。

附則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成27年12月10日から施行する。

附則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。